

公共事業環境配慮書

事業名称		
事業名	道路改築事業	
整理番号	R4-17	
事業の種類	道路(国道、県道、農道、林道)の新設・改築 及び街路の整備	
市町村名	飯山市～木島平村	
箇所名	下木島	
事業年度	令和2年度～令和10年度	
事業概要		
目的	(国)403号は新潟市を起点として松本市に至る主要な幹線道路です。このうち、当該区間は、幅員狭小ですれ違いが困難であること、変則五差路の交差点で事故が多発しているなど、飯山市街地から木島平村を経て北志賀高原へのアクセス道路の円滑な走行に支障が生じている状況にある。このため、幅員狭小、危険な交差点の解消を目的とした道路拡幅事業を実施し、円滑で安全な通行を確保するものである。	
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)	道路拡幅改良工 延長1,380m 車道幅員6.5m、全幅員15.0m	
関連する事業計画	特になし	
その他特記事項	特になし	
関係法令等の規制		
自然環境保全地域等の指定状況	なし	
土地利用規制の状況	都市計画法の用途地域(第一種住居地域、準工業地域) 景観条例の景観育成重点地域または景観育成特定地区	
その他	なし	
社会的要素		
	留意すべき地域の概況	
交通の現況	交通量は6,541台/日である バス路線である	
土地利用の現況	(飯山市工区)市街地である (木島平村工区)平野・田園である	
生活関連施設の現況	(飯山市工区)周辺に住居が集合している (木島平村工区)住居が点在している 周辺に飯山市木島小学校がある 周辺に飯山養護学校がある	
その他	特になし	
自然的環境要素		
	環境配慮の方針	
大気環境	留意すべき地域の概況	特になし
	<b>【大気汚染の防止】</b>	
	・土砂表層や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い、粉じんの飛散を防止する。	
	・排出ガス対策型の車両や機械を使用する。	
	・通学時間帯の児童生徒への安全配慮や、資材等の運搬ルートや施工時間帯等、地域住民と調整を行い、できる限りの配慮を実施し施工を行う。	
<b>【騒音、振動の防止】</b>		
・低騒音・低振動型の建設機械を使用する。		
<b>【悪臭の防止】</b>		
・悪臭原因物質を使用しない又は使用量を削減する。		
・悪臭原因物質の使用、保管等の管理を徹底する。		
水環境	留意すべき地域の概況	地下水の利用がある
	<b>【水質汚濁の防止】</b>	
	・チェーンソーを使用する際は、生分解性チェーンオイルを使用する。	
・工事仮設事務所からの生活雑排水を適正に処理する。		
・流域治水推進のため、河川への流入抑制対策に努める。		
地形・地質	留意すべき地域の概況	特になし
	<b>【改変面積の最小化】</b>	
	・工事施工ヤードの設置は、必要最小限の面積とする。	
・法面勾配の検討、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工等により、崩壊その他の危険性を防止する。		

野生動植物	留意すべき地域の概況	特になし
	【地域独自の生物多様性の保全】	
	・特定外来生物が確認された場合は、関係機関と相談の上、駆除に努める。	
	【動植物への負担の少ない形状・素材の使用】	
景観	留意すべき地域の概況	都市景観を形成している
	【すぐれた景観の保全】	
	・工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。	
	【建設廃棄物や建設残土の発生抑制】	
廃棄物・建設残土	・建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。	
	【建設廃棄物や建設残土のリサイクル】	
	・現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。	
	【資源の有効利用】	
省資源・省エネルギー・温室効果ガス	・使用基準等に留意の上、再生As合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用を推進する。	
	【環境への負荷の少ない機械の利用等】	
	・アイドリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。	
	・点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。	
日照障害・電波障害・光害	【光害への配慮】	
	・照明の設置に当たっては、光害が生じないように努める。	

番号	項目	環境部長の意見内容	事業部局の見解
1	大気環境	<p>改築する道路の周辺に住居や小学校等の施設があることを踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行はできる限り避ける</li> <li>・夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働をできる限り避ける等の配慮をしてください。</li> </ul>	<p>【大気汚染の防止】に「通学時間帯の児童生徒への安全配慮や、資材等の運搬ルートや施工時間帯等、地域住民と調整を行い、できる限りの配慮を実施し施工を行う」を加えました。</p>
2	水環境	<p>流域治水推進のため、河川への流入抑制対策（浸透側溝や浸透柵などによる雨水の地下浸透等）を可能な限り検討願います。</p>	<p>【水環境の保全】に「流域治水推進のため、河川への流入抑制対策に努める」を加えました。</p>
3	光害	<p>道路照明を更新、増設等する際は、良好な生活環境の保全に関する条例第51条に基づき、光害を防止するよう努めてください。</p>	<p>【光害への配慮】に「照明の設置に当たっては、光害が生じないように努める」を加えました。</p>
4	その他	<p>当該事業の施工に当たり、関係住民に対して工事の施工計画と併せ、要綱の趣旨について十分な説明を行い、理解を求めようお願いします。</p>	<p>住民等への説明の際には、当該事業の説明に合わせ、環境配慮の趣旨を説明し、ご理解とご協力を得よう説明を行います。</p>

# 位置図



この地図は国土地理院長の承認(承認番号 令元関複、第18号)を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製した北信建設事務所管内図(5万分の1)を複製したものである。